

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
2. 都道府県名	<input checked="" type="radio"/> 知事	
3. 市区町村名	北海道 秩父別町	
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番号	108-1	
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.chippubetsu.hokkaido.jp/index.php?id=100451	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
② 番号法別表第1の項	84
③ 番号法別表第2の項	108
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分	秩父別町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成27年条例第16号)別表第一 第3の1 秩父別町重度心身障害者及び親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和58年条例第2号) による重度心身障害者又はひとり親家庭等に係る医療費の助成に関する事務
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	秩父別町重度心身障害者及び親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和58年条例第2号) 第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのつり、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害児の福祉に関する法律と相まって、障害児童福祉法その他の障害者及び障害児の福祉法、精神保健及び精神障害児の福祉に関する法律と相まって、障害児童福祉法その他の障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もつて障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範	秩父別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和58年条例第2号) 則第3号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務 番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	(2)独自利用事務 秩父別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第6条
①根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者に対する医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
②事務の内容	特定個人情報1	
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号へ 都道府県知事等	秩父別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条 都道府県知事等
②情報提供者	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者又は当該重度心身障害者と同一の世帯に属する者に係る実施関係情報
③提供を求める特定個人情報 報	特定個人情報2	
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ 市町村長	秩父別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条 市町村長
②情報提供者	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行つ者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行つ者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該重度心身障害者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
③提供を求める特定個人情報 報	特定個人情報3	
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ 市町村長	秩父別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条 市町村長
②情報提供者	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行つ者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行つ者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該重度心身障害者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
③提供を求める特定個人情報 報	備考	